

(平成26年3月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月21日は34万5,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②から⑦までに係る標準賞与額の記録については、平成18年12月22日及び19年12月21日は34万7,000円、20年7月24日は37万8,000円、同年12月24日は32万1,000円、21年7月31日は32万5,000円、同年12月25日は31万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①から⑦までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月
② 平成 18 年 12 月
③ 平成 19 年 12 月
④ 平成 20 年 7 月
⑤ 平成 20 年 12 月
⑥ 平成 21 年 7 月
⑦ 平成 21 年 12 月

申立期間については、賞与記録が無い期間とされているが、賞与明細書により、申立期間においてA社から賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていることが分かるので、当該期間について、賞与記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（34万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑦までについて、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、33万6,000円から38万6,000円までの標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、31万8,000円から37万8,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②及び③は34万7,000円、申立期間④は37万8,000円、申立期間⑤は32万1,000円、申立期間⑥は32万5,000円、申立期間⑦は31万8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①から⑦までに係る賞与の支給日については、預金通帳における当該賞与の入金日の記載から、申立期間①は平成18年7月21日、申立期間②は同年12月22日、申立期間③は19年12月21日、申立期間④は20年7月24日、申立期間⑤は同年12月24日、申立期間⑥は21年7月31日、申立期間⑦は同年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑦までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④、⑤及び⑥について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は113万円、申立期間④は150万円、申立期間⑤は121万円、申立期間⑥は150万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額の記録については、申立期間②は136万7,000円、申立期間③は115万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月19日
② 平成18年12月14日
③ 平成19年7月20日
④ 平成19年12月14日
⑤ 平成20年7月18日
⑥ 平成20年12月12日

A社で勤務していた期間の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、④、⑤及び⑥について、A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は113万円、申立期間④は150万円、申立期間⑤は121万円、申立期間⑥は150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③について、A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間②は140万円、申立期間③は118万円の標準賞与額に

相当する賞与を支給され、申立期間②は 136 万 7,000 円、申立期間③は 115 万 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は 136 万 7,000 円、申立期間③は 115 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万4,000円、申立期間②は1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月19日
② 平成18年12月14日

A社で勤務していた期間の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万4,000円、申立期間②は1万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8324

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万1,000円、申立期間②は1万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月19日
② 平成18年12月14日

A社で勤務していた期間の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万1,000円、申立期間②は1万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 27 日

私は、平成 17 年 10 月から現在に至るまで、A 事業所に勤務しており、入社当時から夏期と冬期に賞与を受け取っている。申立期間についても、給料支払明細書（賞与）にあるとおり、厚生年金保険料を控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年7月分の給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間において、A 事業所から6万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、9万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）において確認できる賞与支給額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事
務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について
納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行してい
ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月31日から同年4月1日まで

私は、A法人を平成11年3月31日に退職したが、年金記録を確認したところ、同法人における資格喪失日が退職日と同日とされている。

平成11年3月31日まで勤務し、保険料を給与から控除されたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の記録及びA法人の回答により、申立人は、申立期間において同法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、A法人は、「月末退職者に係る厚生年金保険料の控除方法について、最終勤務月の厚生年金保険料は退職金から控除する取扱いであったため、申立人の平成11年3月の厚生年金保険料は退職金から控除したと考える。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を退職日と同日として誤って届け出たと考えられる。」と回答しているところ、同法人から提出された月の初日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚に係る退職金明細表により、退職金から厚生年金保険料を控除されていたことが確認でき、同法人の回答と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人におけるオンライン記録の平成11年2月の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月31日から同年4月1日まで

私は、A法人を平成11年3月31日に退職したが、年金記録を確認したところ、同法人における資格喪失日が退職日と同日とされている。

平成11年3月31日まで勤務し、保険料を給与から控除されたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の記録及びA法人の回答により、申立人は、申立期間において同法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、A法人は、「月末退職者に係る厚生年金保険料の控除方法について、最終勤務月の厚生年金保険料は退職金から控除する取扱いであったため、申立人の平成11年3月の厚生年金保険料は退職金から控除したと考える。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を退職日と同日として誤って届け出たと考えられる。」と回答しているところ、同法人から提出された月の初日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚に係る退職金明細表により、退職金から厚生年金保険料を控除されていたことが確認でき、同法人の回答と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人におけるオンライン記録の平成11年2月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月31日から同年4月1日まで

私は、A法人を平成11年3月31日に退職したが、年金記録を確認したところ、同法人における資格喪失日が退職日と同日とされている。

平成11年3月31日まで勤務し、保険料を給与から控除されたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の記録及びA法人の回答により、申立人は、申立期間において同法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、A法人は、「月末退職者に係る厚生年金保険料の控除方法について、最終勤務月の厚生年金保険料は退職金から控除する取扱いであったため、申立人の平成11年3月の厚生年金保険料は退職金から控除したと考える。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を退職日と同日として誤って届け出たと考えられる。」と回答しているところ、同法人から提出された月の初日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚に係る退職金明細表により、退職金から厚生年金保険料を控除されていたことが確認でき、同法人の回答と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人におけるオンライン記録の平成11年2月の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月31日から同年4月1日まで

私は、A法人を平成11年3月31日に退職したが、年金記録を確認したところ、同法人における資格喪失日が退職日と同日とされている。

平成11年3月31日まで勤務し、保険料を給与から控除されたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の記録及びA法人の回答により、申立人は、申立期間において同法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、A法人は、「月末退職者に係る厚生年金保険料の控除方法について、最終勤務月の厚生年金保険料は退職金から控除する取扱いであったため、申立人の平成11年3月の厚生年金保険料は退職金から控除したと考える。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を退職日と同日として誤って届け出たと考えられる。」と回答しているところ、同法人から提出された月の初日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚に係る退職金明細表により、退職金から厚生年金保険料を控除されていたことが確認でき、同法人の回答と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人におけるオンライン記録の平成11年2月の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成11年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月30日から同年5月1日まで

私は、A法人を平成11年4月30日に退職したが、年金記録を確認したところ、同法人における資格喪失日が退職日と同日とされている。

平成11年4月30日まで勤務し、保険料を給与から控除されたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された出勤簿、B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳及び同法人の回答により、申立人は、申立期間において同法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、A法人は、「月末退職者に係る厚生年金保険料の控除方法について、最終勤務月の厚生年金保険料は退職金から控除する取扱いであったため、申立人の平成11年4月の厚生年金保険料は退職金から控除したと考える。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を退職日と同日として誤って届け出たと考えられる。」と回答しているところ、同法人から提出された月の初日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚に係る退職金明細表により、退職金から厚生年金保険料を控除されていたことが確認でき、同法人の回答と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人におけるオンライン記録の平成11年3月の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成12年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月31日から同年2月1日まで

私は、A法人を平成12年1月31日に退職したが、年金記録を確認したところ、同法人における資格喪失日が退職日と同日とされている。

平成12年1月31日まで勤務し、保険料を給与から控除されたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の記録及びA法人の回答により、申立人は、申立期間において同法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、A法人は、「月末退職者に係る厚生年金保険料の控除方法について、最終勤務月の厚生年金保険料は退職金から控除する取扱いであったため、申立人の平成12年1月の厚生年金保険料は退職金から控除したと考える。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を退職日と同日として誤って届け出たと考えられる。」と回答しているところ、同法人から提出された月の初日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚に係る退職金明細表により、退職金から厚生年金保険料を控除されていたことが確認でき、同法人の回答と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人におけるオンライン記録の平成11年12月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を平成12年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月31日から同年9月1日まで

私は、A法人を平成12年8月31日に退職したが、年金記録を確認したところ、同法人における資格喪失日が退職日と同日とされている。

平成12年8月31日まで勤務し、保険料を給与から控除されたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の記録及びA法人の回答により、申立人は、申立期間において同法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、A法人は、「月末退職者に係る厚生年金保険料の控除方法について、最終勤務月の厚生年金保険料は退職金から控除する取扱いであったため、申立人の平成12年8月の厚生年金保険料は退職金から控除したと考える。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を退職日と同日として誤って届け出たと考えられる。」と回答しているところ、同法人から提出された月の初日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚に係る退職金明細表により、退職金から厚生年金保険料を控除されていたことが確認でき、同法人の回答と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人におけるオンライン記録の平成12年7月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を12万円に訂正することが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成17年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 27 日
② 平成 17 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A事業所に勤務期間中、夏期と冬期に賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されていた。申立期間①についても、保険料を控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、私は、平成17年11月30日までA事業所に勤務していたにもかかわらず、同年11月の被保険者記録が無い。調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所から提出された平成15年7月分の給料支払明細書（賞与）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間①に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申

立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録及びA事業所から提出された平成17年11月分給料支払明細書により、申立人は、当該期間において同事業所に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる給料支給額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間②に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3693（愛知国民年金事案 3438 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から45年3月までの期間及び49年5月から50年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から45年3月まで
② 昭和49年5月から50年5月まで

私は、申立期間①については、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれ、申立期間②については、会社を退職後、私が加入手続を行い、保険料を納付したとして申立てをしたが、平成24年5月16日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、申立期間①については、先日、姉と話をする機会があり、姉は、私と同じように進学のために実家を出ており、私と姉は他県で一緒に暮らし、共に学生をしていた時期もあったので確認をしてみたところ、実家のあるA町（現在は、B市）で父親に20歳から国民年金保険料を納付してもらっていたことが分かった。姉については、就職後の期間も誤って保険料が納付されていたようであるが、その納付し過ぎた期間は私の在学期間に等しく、私の保険料が納付できない経済状況ではなかったため、父親は姉と私の二人分の保険料を納付していたと思う。

申立期間②については、私は母親の看病をするため、会社を退職して実家に戻ったが、引っ越した際は、転出入時に必要な手続を全て一緒に済ませていたので、私が国民年金の加入手続も行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

現在所持している年金手帳については、日付等の訂正があり、釈然としない上、いずれの申立期間についても、国民年金保険料を納付するようにと請求が届いたら、納付期限内に滞りなく納付してきていたので、再度、私の年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①については、申立人は国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっているため、申立期間①に係る加入手続及び保険料納付状況は不明である上、申立期間②については、申立人自身が加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、これらの具体的な記憶は無く、申立期間②に係る加入手続及び保険料納付状況についても詳細は不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によると、申立人の加入手続が行われたのは昭和52年6月頃であり、これ以前に申立人の加入手続が行われた形跡は見当たらないこと、iii) オンライン記録によると、申立期間①については、60年3月に申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得した日を51年12月1日から43年*月*日(20歳到達時)に訂正する事務処理とともに、当該被保険者資格を45年4月1日に喪失したとする事務処理が行われているため、申立期間①当時は国民年金に未加入であったこととなる上、申立期間②については、被保険者資格を取得した形跡は見当たらないため、現在においても国民年金に未加入であることから、父親又は申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられること、iv) 申立期間①の保険料については、被保険者資格を取得する事務処理が行われた時点(60年3月)において、既に2年の時効が成立していることから、遡って納付することもできなかったこと、v) B市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成24年5月16日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立期間①については、申立人は、姉の国民年金保険料の納付状況や当時の経済状況等を新たな事情として挙げているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び国民年金被保険者台帳によると、姉については、申立人の主張のとおり、20歳到達時である昭和40年*月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されており、この頃に国民年金の加入手続が行われ、保険料の納付が開始され、申立期間①当時から47年6月まで継続して保険料が納付された後に、44年4月から47年6月までの保険料は還付されていたことが確認できる。しかし、申立人に対しては、上述の52年6月頃に行われた加入手続の際に払い出された国民年金手帳記号番号のほかには手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間①当時は国民年金に未加入であったことから、姉とは状況が異なり、父親に対して申立人に係る保険料を納付するようにとの請求は行われていなかったものとみられ、姉の保険料が納付されていること、及び申立人の保険料を納付することができる経済状況であったことをもって、申立人に係る申立期間①の保険料も父親が納付していたとまでは推認する

ことができない。

また、申立期間②については、上述のとおり、当該期間は国民年金に未加入であるほか、B市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立人に対して国民年金保険料を納付するようとの請求は行われていなかったものとみられる。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳については、日付等の訂正があり、釈然としないとしているところ、当該年金手帳の訂正については、当初、国民年金に未加入であった申立期間①に係る被保険者資格が後から追加されたために申立期間①に係る被保険者資格の年月日を「国民年金の記録（1）」欄の第1段目に記載し、次段以降にそれまでに取得していた被保険者資格の年月日を繰り下げて記載した事務処理であったと考えられ、上述のオンライン記録における申立期間①に係る被保険者資格の取得及び喪失の訂正とも一致していることから、不自然さは見当たらない。

これらのことから、申立人の主張は、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 54 年 3 月までの期間、61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月及び同年 5 月

私は、20 歳になれば国民年金に加入するものと考えていたので、申立期間①については、20 歳になった頃に、両親や勤めていた会社の事務員からの勧めもあって国民年金に加入した。申立期間②については、会社を退職した後の加入であり、いずれも私自身が国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料は市役所から送付されてきた納付書に現金を添えて金融機関において納付していたので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、20 歳になった頃（昭和 52 年*月頃）に国民年金の加入手続を行ったとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号はA市において 54 年 5 月頃に払い出され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の加入手続はこの頃に初めて行われ、この加入手続の際に、52 年*月*日（20 歳到達時）まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間①当時において国民年金に未加入であり、未加入者に対して国民年金保険料の納付書が送付されたとは考え難く、申立人が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の加入手続時期（昭和 54 年 5 月頃）を基準とすると、申立期間①のうち、52 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料は過年度保険料として、52 年 3 月の保険料は当時実施されていた第 3 回特例納付制度（実施期間

は、53年7月から55年6月まで)を利用して遡って納付することが可能であったものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立人が申立期間①の保険料を納付したとまでは推認できない。

さらに、申立期間②について、申立人が当時居住していたB市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、昭和60年4月4日に国民年金被保険者資格を喪失し、その後、国民年金被保険者資格を取得したのは平成元年1月25日と記録されていることが確認でき、オンライン記録との食い違いは無いことから、申立人は、申立期間②において国民年金に未加入であり、未加入者に対して国民年金保険料の納付書が送付されたとは考え難く、申立人が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 10 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 61 年 2 月 26 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A社を退職後、すぐにB社に入社し、平成3年3月19日まで継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A社を退職後、すぐにB社に入社し、申立期間も継続して同社に勤務していた。同社の社長は、A社の社長に引き抜きの件を知られたくないとのことで、B社の社長の知人が社長を務めるC社で厚生年金保険被保険者となっていた期間があるが、実際にはB社で勤務しており、給与は同社から支給され、厚生年金保険料も控除されていた。」と主張している。

しかし、B社の複数の同僚が、「申立人は、A社からB社に入社してきた。」と証言しているものの、申立期間において同社で勤務していたという証言は得られない。

また、雇用保険の記録によると、申立人はB社において、昭和61年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、同社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、B社の事業主は既に他界しており、現在の事業主は、「事務所も移転しており、当時の資料の保管は無い。」と回答していることから、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8335

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 3 月まで
② 昭和 21 年 4 月から同年 9 月 25 日まで

私は、昭和 19 年に A 社（現在は、B 社）に入社し、C 部署で勤務した。終戦後も 21 年 3 月まで残務整理に従事したが、同社に係る年金記録は、20 年 9 月 1 日までとなっている。

また、A 社を退職後、昭和 21 年 4 月から D 社（現在は、E 社）に入社し、同年 9 月まで F 部署で勤務したが、同社に係る年金記録は、その後に勤務した G 部署からの記録のみとなっている。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 19 年に A 社に入社し、終戦後も残務整理のため、21 年 3 月まで継続して勤務した旨申し立てている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある複数の同僚に照会したが、申立期間①における申立人の勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない上、回答が得られた同僚のうち、申立人と同職種として入社したことが確認できた同僚全員の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 20 年 9 月の日付であることが確認できる。

また、申立人と同じ C 部署で勤務していたとする複数の同僚は、「昭和 20 年 9 月以降も数か月間、残務整理のため仕事を続けていたが、残務整理期間中の給料からの厚生年金保険料の控除については分からない。」旨証言している。

さらに、B 社は、「申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の在籍及び保険料控除の状況については、不明である。」旨回答している。

申立期間②について、申立人は、昭和21年4月からD社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間②において、F部署で勤務していたと記憶する同僚のD社における被保険者資格取得日は、昭和21年10月15日である上、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している者は見当たらず、当該期間における申立人の勤務実態に関する証言を得ることはできなかった。

また、E社は、「申立期間当時の資料は、戦災と昭和*年の風水害で消失しており、申立人の在籍については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 10 月まで

A社（現在は、B社）に係る標準報酬月額は、昭和 47 年 4 月から同年 7 月までは 4 万 5,000 円、同年 8 月から同年 10 月までは 6 万 4,000 円とされているが、昭和 47 年度の初任給は 5 万 5,000 円であったので、同年 4 月から同年 7 月までは当該額に見合う標準報酬月額に、また、同年 5 月から同年 7 月までの販売実習期間の給与は 8 万 5,000 円であったので、同年 8 月から同年 10 月までについても当該額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る標準報酬月額は、昭和 47 年 4 月の厚生年金保険被保険者資格取得時から同年 7 月までは 4 万 5,000 円、同年 8 月の随時改定から同年 10 月までは 6 万 4,000 円とされているところ、申立人は、「A社の昭和 47 年度の初任給は 5 万 5,000 円で、同年 5 月から同年 7 月までは実習で 8 万 5,000 円の給与が支給された。」と主張している。

しかしながら、申立期間について、申立人は、当時の給与明細票を所持していない上、B社は、「申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していない。」と回答している。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和 47 年 4 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同様に標準報酬月額が資格取得時は 4 万 5,000 円、同年 8 月に 6 万 4,000 円に改定されている同僚は 500 人ほど確認でき、当該同僚のうち任意の 88 人に照会し、回答のあった 38 人のうち 5 人（いずれも大学を卒業後に同社に入社したと回答）から提出された申立期間に係る給与明細票を検証したところ、申立人が主張するように、オンライン記録の標準報酬月額（4 万 5,000 円又は 6 万 4,000 円）よりも

高額の給与が支給されている月もあることが確認できるものの、事業主が当該同僚の給与から控除していた保険料額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立人においても当該同僚と同様にオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと考えられる。

また、B社から提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」に記載された標準報酬月額及び申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8337

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで

A社（現在は、B社）には、昭和 43 年 9 月 1 日から 45 年 6 月に国民年金に加入するまで勤めたが、厚生年金保険被保険者としての記録が 4 か月しかない。申立期間も A 社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人の A 社における離職日は、昭和 43 年 12 月 31 日とされており、この記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合している。

また、B 社は、「申立期間当時のことを知る者はおらず、賃金台帳や人事記録等の書類も保管していないため、申立人の勤務実態や保険料控除については不明である。」と回答している上、申立期間当時の A 社の事業主は既に他界していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、複数の同僚に聴取したが、申立人の申立期間における勤務について証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から28年2月1日まで
私は、昭和28年1月末までA事業所に継続して勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚することが決まったので、A事業所を退職した。」旨述べているところ、申立人に係る戸籍謄本から、昭和27年8月*日に婚姻の届出を行っていることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和25年12月1日から27年6月1日までについて、同事業所の被保険者であったことが確認できるところ、同事業所の被保険者名簿で確認ができる14人の被保険者のうち、申立期間において同事業所の被保険者記録が確認できる5人は、死亡又は連絡先不明のため、照会することができない。

さらに、申立人は、「私は、昭和25年12月から28年1月末までA事業所に継続して勤務していた。B事業所については知らない。」と述べているものの、申立期間に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた4人のうち、申立期間においてA事業所の被保険者記録が確認できる者からも申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに係る具体的な証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。